

練馬区いじめ一掃プロジェクト実施要項（改訂版）

練馬区教育委員会

1 目的

練馬区におけるいじめをなくし、子供たちが明るく楽しい生活が送れるように、子供たちがいじめについて考え防止する気持ちを育む。

2 主催

練馬区教育委員会 練馬区立幼稚園長会 練馬区立小学校長会 練馬区立中学校長会

3 実施事業

(1) 「練馬区いじめ防止シンボルマーク」の募集について

① 周知方法

別添「児童生徒向け『いじめ防止シンボルマーク』の募集について」を各校（園）にて印刷のうえ、児童生徒に配布する。

② 提出方法

ア 小学校1・2・3年の部 10点

イ 小学校4・5・6年の部 10点

ウ 中学校の部 10点

各学校で以上の点数を選考し、用紙裏面に学校名・組・名前およびふりがなを記入し、各学校で取りまとめのうえ、提出する。

③ 提出締め切り

各学校が教育委員会へ提出する締め切りは、平成25年12月10日（火）とする。

④ 提出先

練馬区教育委員会担当指導主事あて交換便にて送付する。

⑤ 選考および表彰

ア 小学校1・2・3年の部 最優秀1点、優秀3点、入選6点

イ 小学校4・5・6年の部 最優秀1点、優秀3点、入選6点

ウ 中学校の部 最優秀1点、優秀3点、入選6点

応募のあった中から教育指導課での第一次選考、いじめ防止シンボルマーク選考委員会協力委員会による第二次選考、いじめ防止シンボルマーク選考委員会による最終選考を経て、各部門の表彰者を決定する。

⑥ その他

- ・実施にあたっては、各学級でシンボルマークを対象者やマークに込める思いや願いなどを学級で話し合うなど、全ての児童生徒が参加できるように配慮する。
- ・入賞作品を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。
- ・応募作品等は、各校で掲示するなどその活用に心がける。

(2) 「いじめ一掃取組月間」の設定

① 実施期間

平成25年11月1日(金)～11月30日(土)

＜「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(平成25年第2回)に実施する。＞

② 実施内容

ア 各学校(園)で「いじめ一掃取組月間」の取組を下記の3点について事前に設定する。

- ・ 授業・保育において実施したいじめ防止に関する活動(授業・保育部門)
- ・ 児童会・生徒会が主体となって実施したいじめ防止に関する活動(児童会・生徒会部門)
- ・ 保護者・地域と連携して実施した活動(保護者・地域との連携部門)

イ 各学校でいじめについての講話を全校朝会等で実施するとともに、学校(園)だより等を通じて家庭や地域と連携し、幼児児童生徒の意識を高めること。

ウ いじめにかかわる実態アンケート(いじめの実態把握のためのアンケート用紙使用)を活用し、いじめについての実態を把握する。

エ 授業等におけるいじめに関する指導の実施、個別面談の実施、教育相談期間の設定等を行い、いじめの解消に向けて継続的・組織的に対応をする。

オ 児童会、生徒会によるいじめ防止運動を実施し、「いじめは絶対に許されない・許さない」という意識を醸成する。

カ 児童生徒および家庭・地域へ「ネットいじめ」の防止についても働きかけ、子供たちの健全育成に取り組む。

③ 実施報告

教育委員会が指定する「いじめ防止実践事例報告書」にて取組内容(授業・保育部門、児童会・生徒会部門、保護者・地域との連携部門)を報告する。

④ 実践事例報告書の提出期限

平成25年12月10日(火)

⑤ 表彰

○学校(園)奨励賞

「いじめ一掃取組月間」に顕著な成果を上げている幼稚園1校、小学校2校、中学校1校を学校(園)奨励賞として表彰する。表彰基準は、以下の通りである。

- ・ 小中学校において「練馬区いじめ防止シンボルマーク」の実施において、顕著な成果を上げていると教育委員会が判断した学校であること
- ・ 学校だより等、「『練馬区いじめ防止シンボルマーク』の実施」の取組を家庭や地域等へ広報・啓発に努めていること
- ・ 家庭や地域との協力体制の構築に努めていること
- ・ 取組に継続性が認められること

なお、学校奨励賞を受賞した学校(園)は、その優れた取組を実践事例としてまとめ、「平成25年度いじめ防止実践事例発表会」で発表する。

(3)「平成25年度いじめ防止実践事例発表会」の開催

① 開催日時

平成26年1月27日(月) 16時00分～17時00分

② ねらい

これまでの「いじめ防止標語」、「いじめ防止ポスター」等の募集の実績を踏まえ、平成25年度内に実施された児童会・生徒会活動等の特別活動や、道徳の時間、行事等で実践されているいじめ防止に関する内容を発表し、いじめの未然防止およびいじめ改善の一助とする。

③ 内容

ア 練馬区いじめ防止シンボルマークの表彰

イ 学校奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

・授業・保育において実施したいじめ防止に関する活動(授業・保育部門)

・児童会・生徒会が主体となって実施したいじめ防止に関する活動

(児童会・生徒会部門)

・保護者・地域と連携して実施した活動(保護者・地域との連携部門)

④ 発表の形式

ア 練馬区いじめ防止シンボルマークの表彰

最優秀作品を応募した児童生徒が全体の前で発表し表彰する。

イ 学校奨励賞を受賞した学校の実践事例の発表

それぞれの実践を10分程度で発表する。

⑤ その他

入賞作品および実践事例を公表し、いじめ防止に向けた広報等に活用する。

